

○厚生労働省令第二号

薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二十九条の規定に基づき、旧薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年一月七日

厚生労働大臣 細川 律夫

旧薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二第六号(23)中「製剤」の下に「。ただし、内用剤を除く。」を加え、同号(212)中「製剤」の下に「。ただし、外用剤を除く。」を加え、同号(233)中「、一錠中トリアムシノロンアセトニドとして〇・〇二五mg以上を含有する口腔内貼付剤」を削り、同号(422)中「製剤」の下に「。ただし、内用剤を除く。」を加え

、同号(568)中「軟膏劑」の下に「及び貼付劑」を加え、同号(596)中「点鼻劑」の下に「及び内用劑」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。